○国土交通省告示第三百七十号

貨物自動車運送事業輸送安全規則（平成二年運輸省令第二十二号）第十条第二項の規定に基づく適性診断を平成二十三年三月一日に次のとおり認定したので、同条第五項の規定に基づき告示する。

平成二十三年三月十六日

国土交通大臣　大畠　章宏

一　適性診断を実施する者の名称

株式会社テクノ自動車学校

二　主たる事務所の所在地

広島県安芸郡熊野町五六四〇番地の一

三　適性診断の名称、対象及び内容

名称	対象	内容	
		共通事項	個別事項
特定診断Ⅰ	引き起こした事故により死者又は十日以上の傷害を生じた事故（当該事故を引き起こした者が当該事故により死亡し、又は傷害を負った場合に限る。）を引き起こした者であって、当該事故を引き起こした日から起算して一年を経過していないもの（自動車損害賠償保障法（昭和三十年法律第九十七号）第三条の規定により自己のために運行の用に供する自動車による事故を引き起こした者を除く。）	断①心理テストによる診 円作作・るび・ 滑のの認、基危性 さ正タ知、本険格、 確イミ判断的感、運 さ、ン判断性転 作、動グ及に態 の動グ及関度 ②視覚機能の診断	す必通転てにのた通のて起受る要事診聞こ診助な故性な交因該故断きし者言運の等い通を受をの取たから及転再を優事認診引結りとき交び行発参良故識者き起をを行の通指動防考なをさの起こ踏い状導の止とし運引せる転すま況改のし転きるとと性至をうにめ、のこも上っ交欄いき行善たて、三つ引。関に交運しも
初任診断	当該自動車運転者として雇い入れた者であって、その者に当該自動車に乗車させて運転の業務に従事させた経験を有しないもの	助い防転踏い況受言て止者ま、に診及留のとし事ついから日び意たあて欄運をき運通用診常指すめて聞きの導べにて断取運行点転事自断結り転うに行故動の果をの。関動の車をす運に未の行状るつ然を行	
適齢診断	高齢者（六十五才以上の者をいう。）	言化然る転に踏い況受及留に防と行よまえ、に診指すじのもへ動る身当欄て日導べたに、影機該の聞常をき運め交響能受診断取運行点転身交識化の結り転うに行体通をの診断果者の加果をの。関動機事認変者の結をすに能故識化の行状るつののさの加果をの助い変未せ運齢を行状	

官報号外

官庁事項

平成23年度船員災害防止実施計画に関する公示

平成23年度船員災害防止実施計画を次のとおり定めたので公示する。

平成23年3月16日

国土交通大臣　大畠　章宏

平成23年度船員災害防止実施計画

第９次船員災害防止基本計画の実施を図るため、平成23年度船員災害防止実施計画を次のとおり定める。

まえがき

船員災害については、昭和43年度を初年度とする第１次船員災害防止基本計画の実施以降、関係者の努力により、発生件数、発生率ともに大幅に減少してきたが、一方で、陸上の労働災害と比較すると職務上災害（休業４日以上）、職務上死亡ともに高い発生率となっている。

平成21年度の船員災害発生率（年間千人率。以下同じ。）を対前年度比で見ると、死傷災害は３％減、疾病は６％増となっており、死傷災害及び疾病を合わせると、２％増となった。

船員災害により優良な船員が休職・離職することは海運業及び漁業にとって人的資源の損失となり、また、優良な船員の確保・育成は、海運業及び漁業にとって喫緊の政策課題であるが、高い船員災害の発生率は、若年者が安心して船員という職業を選択できない要因となることから、船員災害の発生を防止し、職場環境の改善を図ることは、海運業及び漁業の持続的発展に必要不可欠である。

このような状況を踏まえるとともに、船員の高齢化をはじめとする近年の船員災害をめぐる諸課題に的確に対応し、船員災害の一層の防止を図るために決定された「第９次船員災害防止基本計画」（以下「基本計画」という。）で掲げた目標の達成に向けて、関係者が改めて連携を強化し、一体となって取り組んでいく必要がある。

基本計画においては、「自分の身は自分で守る」という心構えで船舶所有者及び船員自らが安全意識を高めていくことが求められており、このような考え方の下、船舶所有者、船員及び国等が一体となって船員災害防止対策を積極的に推進するため、船員災害防止活動の促進に関する法律に基づき、「平成23年度船員災害防止実施計画」（以下「実施計画」という。）を以下のとおり定める。

Ⅰ　船員災害の減少目標

平成23年度の船員災害の減少目標を、死傷及び疾病に区分して、次のとおり設定する。

１．死傷災害

船員災害としての船種別死傷発生率（年間千人率）の目標（対前年度比）は、次のとおりとする。

一般船舶　５％減
漁　　船　10％減
全　　体　７％減

２．疾病

船員災害としての疾病の年齢階層別の発生率（年間千人率）の目標（対前年度比）は、年齢階層別ごとに６％減とする。

これに伴い、船種別疾病発生率の目標は次のとおりとする。

一般船舶　６％減
漁　　船　３％減
全　　体　４％減

Ⅱ　船員災害防止に関し重点をおくべき船員災害の種類

平成23年度は、次の災害の防止に重点をおきつつ、Ⅲに掲げる対策を推進する。

１．海中転落や作業基準等不遵守による死傷災害
２．多発する転倒、はさまれ
３．高年齢船員の増加に伴う死傷災害
４．新型インフルエンザ等感染症及び生活習慣病
５．海難等による死傷災害

なお、船員災害の発生率が全国平均を上回っている地域においては、関係者が密接な連携の下に一層の努力を傾注するとともに、各地域ごとの災害発生状況の特徴等を踏まえ、必要に応じ地域の災害実態に応じた重点を定める。

Ⅲ　船員災害防止のための主要な対策

１．安全衛生管理体制の整備とその活動の推進

船員災害の防止を推進するためには、船内における個別・具体的な対応だけではなく、陸上における船舶所有者の災害防止に対する意識の高揚、自主的かつ組織的な安全衛生活動の積極的な取組が不可欠である。